

未来に向かって環境のトータルアドバイザー

# RIKKA REPORT

立華株式会社 静岡県富士市本市場 422 01 〒416-0906 : 清水営業所  
TEL 0545-61-8402 FAX 0545-63-9654 URL <http://www.rikka.co.jp> E-mail [info@rikka.co.jp](mailto:info@rikka.co.jp)

環境省中央審議会土壌農薬部会から環境大臣に対し、「土壌汚染対策法に基づく特定有害物質(第1種特定有害物質)」に「塩化ビニルモノマー」を追加、「土壌汚染に係る環境基準」に「1,4-ジオキサン」「塩化ビニルモノマー」を追加する答申がなされました。(平成27年12月28日)

【今回答申された「土壌汚染対策法に基づく特定有害物質」と「土壌汚染に係る環境基準」の追加対象物質と基準値】

項目	土壌汚染対策法に基づく 特定有害物質 (土壌溶出量基準)	土壌汚染に係る環境基準
塩化ビニル モノマー	検液1Lにつき0.002mg以下 であること	検液1Lにつき0.002mg以下 であること
1,4-ジオキサン		検液1Lにつき0.05mg以下 であること

両物質とも施行後1年間の準備期間が設けられる予定です。  
(施行日は未定)

土壌汚染対策法に基づく調査以外にも、自主的な土壌汚染調査も承ります。下記担当者までお気軽にご連絡下さい。

環境分析部 加藤雅士、城所 亨

環境分析課 入野一人(土壌汚染調査技術管理者)

環境分析課 池田博一

富士市本市場422の1 TEL 0545-61-8402 FAX 0545-63-9654

# 1. 背景

平成21年11月30日に「塩化ビニルモノマー」、「1,4-ジオキサン」が、「公共用水域の水質汚濁に係る人の健康保護に関する環境基準」及び「地下水の水質汚濁に係る環境基準」に追加されました。

水質浄化・地下水かん養機能を保全する観点から定めている土壌環境基準が、公共用水域及び地下水の保全と密接な関係を有していることを踏まえ、平成25年10月7日環境大臣が中央環境審議会に対しなされた、「土壌の汚染に係る環境基準及び土壌汚染対策法に基づく特定有害物質の見直し等について」の諮問を受け、中央環境審議会土壌農薬部会が今回の改正内容を環境大臣に答申しました。

# 2. 土壌汚染対策法に基づく特定有害物質と土壌環境基準

「塩化ビニルモノマー」と「1,4-ジオキサン」は、今回、環境省中央環境審議会から環境大臣へ答申された項目です。

また「銅」は、土壌汚染対策法に基づく指定物質には含まれておりません。

項目		土壌汚染対策法に基づく指定基準		土壌汚染に係る環境基準
		＜地下水の摂取などのリスク＞ 土壌溶出量基準	＜地下水の摂取などのリスク＞ 土壌含有量基準	
（第1種） 揮発性有機化合物	四塩化炭素	検液1Lにつき0.002mg以下であること	/	検液1Lにつき0.002mg以下であること
	1,2-ジクロロエタン	検液1Lにつき0.004mg以下であること		検液1Lにつき0.004mg以下であること
	1,1-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.1mg以下であること		検液1Lにつき0.1mg以下であること
	シス-1,2-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.04mg以下であること		検液1Lにつき0.04mg以下であること
	1,3-ジクロロプロペン	検液1Lにつき0.002mg以下であること		検液1Lにつき0.002mg以下であること
	ジクロロメタン	検液1Lにつき0.02mg以下であること		検液1Lにつき0.02mg以下であること
	テトラクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること		検液1Lにつき0.01mg以下であること
	1,1,1-トリクロロエタン	検液1Lにつき1mg以下であること		検液1Lにつき1mg以下であること
	1,1,2-トリクロロエタン	検液1Lにつき0.006mg以下であること		検液1Lにつき0.006mg以下であること
	トリクロロエチレン	検液1Lにつき0.03mg以下であること		検液1Lにつき0.03mg以下であること
	ベンゼン	検液1Lにつき0.01mg以下であること		検液1Lにつき0.01mg以下であること
	塩化ビニルモノマー	検液1Lにつき0.002mg以下であること		検液1Lにつき0.002mg以下であること
	（第2種） 特定金属等化合物	カドミウム及びその化合物		検液1Lにつき0.01mg以下であること
六価クロム化合物		検液1Lにつき0.05mg以下であること	土壌1kgにつき250mg以下であること	検液1Lにつき0.05mg以下であること
シアン化合物		検液中に検出されないこと	遊離シアンとして土壌1kgにつき50mg以下であること	検液中に検出されないこと
水銀及びその化合物		検液1Lにつき水銀0.0005mg以下であり、かつ、検液中にアルキル水銀が検出されないこと	土壌1kgにつき15mg以下であること	検液1Lにつき水銀0.0005mg以下であり、かつ、検液中にアルキル水銀が検出されないこと
セレン及びその化合物		検液1Lにつき0.01mg以下であること	土壌1kgにつき150mg以下であること	検液1Lにつき0.01mg以下であること
鉛及びその化合物		検液1Lにつき0.01mg以下であること	土壌1kgにつき鉛150mg以下であること	検液1Lにつき0.01mg以下であること
砒素及びその化合物		検液1Lにつき0.01mg以下であること	土壌1kgにつき砒素150mg以下であること	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ農用地(田に限る)においては、土壌1kgにつき15mg未満であること
ふっ素及びその化合物		検液1Lにつき0.8mg以下であること	土壌1kgにつき4,000mg以下であること	検液1Lにつき0.8mg以下であること
ほう素及びその化合物	検液1Lにつき1mg以下であること	土壌1kgにつき4,000mg以下であること	検液1Lにつき1mg以下であること	
機3農化種薬合特等物定（有第）	シマジン	検液1Lにつき0.003mg以下であること	/	検液1Lにつき0.003mg以下であること
	チオベンカルブ	検液1Lにつき0.02mg以下であること		検液1Lにつき0.02mg以下であること
	テウラム	検液1Lにつき0.006mg以下であること		検液1Lにつき0.006mg以下であること
	ポリ塩化ビフェニル(PCB)	検液中に検出されないこと		検液中に検出されないこと
	有機りん化合物	検液中に検出されないこと		検液中に検出されないこと
銅			農用地(田に限る)においては、土壌1kgにつき125mg未満であること	
1,4-ジオキサン			検液1Lにつき0.005mg以下であること	